

キッズガーデンなごみ運営規程

社会福祉法人なごみ

(目 次)

第1条(総則)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第2条(事業所の名称等)・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第3条(事業の目的及び運営の方針)・・・・・・・・	3
第4条(提供する保育の内容)・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第5条(職員の職種、員数及び職務の内容)・・・・・・・・	3
第6条(保育の提供を行う日・提供を行わない日)・・	4
第7条(保育の提供を行う時間)・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第8条(利用者から受領する費用の種類、支払いを求め	4
る理由及びその額)・・・・・・・・・・・・・・・・	
第9条(乳児、幼児の区分ごとの利用定員)・・・・・・・・	5
第10条(利用の開始に関する事項)・・・・・・・・	5
第11条(利用の終了に関する事項)・・・・・・・・	5
第12条(利用にあたっての留意事項)・・・・・・・・	5
第13条(緊急時等における対応方法)・・・・・・・・	5
第14条(非常災害対策)・・・・・・・・・・・・・・・・	6
第15条(虐待の防止のための措置に関する事項)・・	6

(総則)

第1条 この運営規程は、次条に規定するキッズガーデンなごみの運営のため、児童福祉法、子ども・子育て支援法、企業主導型保育事業及び認可外保育施設設置基準等、その他の関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(事業所の名称等)

第2条 社会福祉法人なごみ(以下「当法人」という)が設置するこの保育施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 キッズガーデンなごみ
- (2) 所在地 福島市太平寺字町ノ内 30

(事業の目的及び運営の方針)

第3条 キッズガーデンなごみ(以下「当園」という。)は、当法人及び提携企業の従業員の乳児及び幼児と保育を必要とする地域の乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- 2 当園は、法令等を順守し、事業を実施するものとする。
- 3 当園は、保育所保育指針(平成29年3月31日厚生労働省告示第117号)に準じ、企業主導型保育事業及び認可外保育施設の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供するものとする。

(提供する保育の内容)

第4条 当園は通常保育に加えて、以下に掲げる保育の提供を行う。

- (1) 延長保育
- (2) 一時預かり保育
- (3) 体調不良児保育
- (4) 夜間保育(利用希望が発生した場合)

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 保育の実施にあたり配置する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 園長1名(常勤)
職員及び業務の管理及び保育業務全般を行うとともに、保育内容を統括する。
- (2) 保育士14名 常勤13名(内1名看護師)非常勤1名
専門的知識及び技術をもって、乳幼児の保育及び保護者に対する保育に関する指導を行う
- (3) 管理栄養士1名(法人)
乳幼児の発達段階並びに健康状態に応じた献立を作成と、アレルギーやアトピー等への配慮等を行う栄養士の相談及び業務の援助等を行う。
- (4) 栄養士1名(常勤)子育て支援員の資格有
管理栄養士と共に、乳幼児の発達段階並びに健康状態に応じた献立を作成するとともに、アレルギーやアトピー等への配慮等を行うと共に保育業務も行う。

(5)調理員 3名(常勤委託)

栄養士の作成した献立に基づき、給食、おやつ調理を行う。

(6)看護師 1名(常勤)

乳幼児が保育中に体調不良となった場合、安心かつ安全な体制を確保し、緊急的な対応を図ると共に通所する乳幼児に対して健康管理。衛生管理等の保健的な対応を日常的に行う。

(7)事務員 1名(常勤)

各種助成申請手続き、連携する企業間の情報共有等連携、地域枠の児童の受け入れ、自治体への情報提供を行う。

(8)子育て支援員 1名

乳幼児の保育のおよび保育業務全般における援助を行う

(保育の提供を行う日・提供を行わない日)

第6条 当園の保育の提供を行う日および行わない日は次のとおりとする。

- (1)保育の提供を行う日は、基本月曜から日曜日までの365日とする。
- (2)保育の提供を行わない日は利用を必要としない日とする。

(保育の提供を行う時間)

第7条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

- (1)通常保育 6:30～19:30 までの間、通常保育を提供する。ただし、利用する乳幼児がない場合は時間により保育の提供は行わないこととする。
- (2)延長保育 19:30～22:00 までの間、延長保育を提供する。ただし、利用する乳幼児がない場合は時間により保育の提供は行わないこととする。

(利用者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及びその額)

第8条 当園の保育を利用した保護者は、決定した保育料を、当園へ支払うものとする。

(1)保育料

	企業枠		地域枠
0歳児	30,000	0歳児	30,000
1歳児	27,000	1歳児	27,000
2歳児	24,000	2歳児	24,000
3歳児	22,000	3歳児	22,000
4歳児	17,000	4歳児	17,000
5歳児	17,000	5歳児	17,000

(2) 当園は、前項に掲げた保育料の他、利用するもしくは利用した保護者には次に掲げる費用の支払いを求めるものとする。(利用する方が発生した時に見直し予定)

- ①延長保育料(月単位) 19:30～22:00(30分毎) 2,000円
- ②急な延長保育 10分/100円

- ③食材料費(給食・おやつ等)4,500円 (3～5歳児のみ)
 - ④主食代 500円 (3～5歳児のみ)
 - ⑤行事によっては行事代を実費徴収とする。
 - ⑥夜間保育は実施時に別途で料金設定を行うこととする。
- (3)登園は幼児教育無償化対象の認可外保育園のため、次に掲げる利用者においては保育料は無償となる。
- ①企業枠での入園及び保育の必要性の認定を受けた3～5児
 - ②非課税世帯の児童(0～2歳児)

(乳児、幼児の区分ごとの利用定員)

第9条 当園の利用定員は以下のとおりとする。

- (1)定員 78名 (企業枠 39名、うち社会福祉法人なごみ自社枠 8名)

- 乳 児 9人
- 満 1 歳 14人
- 満 2 歳 14人
- 満 3 歳 12人
- 満 4 歳 16人
- 満 5 歳 13人

(利用の開始に関する事項)

第10条 当園は、保育の提供を求められた場合、企業枠、地域枠ともに必要な書類の提出を求めるものとする。

2 当園は、保育の利用の申込みを行った保護者に対して、本運営規程の概要など利用申込者が保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を用いて、説明を行い、保育の提供について申込者の同意を得、別に定める契約書を取り交わすものとする。

3 当園は、保育の提供に際して、乳幼児の心身の状況、その置かれている環境、他の保育施設等の利用状況等の把握を行うものとする。

(利用の終了に関する事項)

第11条 当園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

- (1)利用乳幼児が満6歳に達した年度の3月31日を経過したとき。
- (2)その他利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

(利用にあたっての留意事項)

第12条 当園では、保護者が偽りその他の不正な行為によって企業主導型保育事業及び認可外保育事業の給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、ご利用を中止またはお断りさせていただきます。

(緊急時等における対応方法)

第13条 当園は、当園における事故に関して、「安全管理マニュアル」に準拠した対応を行うものとする。

2 当園は、保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合に円滑に損賠賠償を行うため、当園を被保険者とする損害賠償保険に加入する。

(非常災害対策)

第 14 条当園は、地震、津波、火災、台風又は風水害等の災害に関して、「保育所防災マニュアル」に準拠した対応を行うものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 15 条当園は、利用乳幼児の虐待の防止に関して、「児童虐待対応マニュアル」に準拠した対応を行うものとする。

附則

1. この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。
2. この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から改正実施する。
3. この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から改正実施する。
4. この規程は、令和 3 年 12 月 1 日から改正実施する。
5. この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から改正実施する。(理事会承認令和 5 年 6 月 1 日遡及改正)